

AI 改善のための一提案

サールモデルからオースティンモデルへの移行

本多 康作*・谷岡 知美**・蓮沼 啓介***

(令和 3 年11月 5 日受付)

A Suggestion for Improvement of Artificial Intelligence the Transition from J. Searle's Model to J. L. Austin's

Kohsaku HONDA, Tomomi TANIOKA and Keisuke HASUNUMA

(Received Nov. 5, 2021)

Abstract

This paper reports our new idea as a suggestion for improving Artificial Intelligence, especially the field of “Utterance-Unit Tag.” Rapid technological innovation develops the high artificial intelligence in the area of discourse. To improve this area of skill more, such as adopting the “Utterance-Unit Tag” to the description of our actual, subtle utterances, AI researchers definitely need to classify the concept of “illocutionary forces,” proposed by J. L. Austin (1911-60) , more closely. Now the model based on J. Searle (1932-)’s interpretation of J. L. Austin’s “illocutionary forces” is the generally accepted approach to developing AI discourse, according to previous research. Although Searle emphasizes our intention and function of the utterances, J. L. Austin’s model, however, is more appropriate because Austin focuses on not only verbal convention but also physical convention in his speech-act theory.

Key Words: performative utterance, speech acts, illocutionary forces, declarative sentences, assessives etc.

§ 1. はじめに

インターネット上の無料の翻訳ソフトや携帯端末の Siri 等の対話システムをはじめ、最近の自然言語処理の発展にはめざましいものがある。こうした技術的発展の背景に、大量の言語データの蓄積とそれを利用した機械学習、更にはニューラルネットワーク技術の利用があることは周知の事実であろう【1】。

本稿の目的は、こうした技術的展開を AI と呼ぶならば【2】、今後の AI 改善のための具体的な提案を行うことに

あり、その提案は現在の言葉を対象とした機械学習の「大前提」にかかわるものである。その大前提を「フレーム」と呼べば、本稿の目的は、我々の実際の言語現象に、より適合的な「フレーム」を提案することにある。

例えば自然言語処理の大前提には「通常の言語学の知識」があり【3】、それが機械学習を開始する前の「フレーム」を形成している。いわゆる形態素解析などがそれである。さらに言えば言語資料としてのコーパスも、例えば国立国語研究所のそれは「言語を分析するための基礎資料として、書き言葉や話し言葉の資料を体系的に収集し、研究用の情

* 広島工業大学情報学部情報工学科

** 広島工業大学工学部電子情報工学科

*** 神戸大学名誉教授

報を付与したもの」(引用中の傍点も筆者、以下同様)とされ【4】、そこにも一定の「フレーム」が前提されているのである。

本稿が提案する「フレーム」は、J.L. オースティン(1911-1960)の発話行為論【5】に則したものであり、その要点は、「全身の次元の慣習(convention)」も言語現象を理解する際の重要な要素であるというある意味では常識的な見方を確認することにある。しかし実は、こうした見方が、即ちオースティンの理論的意義の一端が、彼の早世と共に看過され続け現在に至っているものであり、本稿はその理由をその後の理論的展開を踏まえ確認する。こうした作業を終えてはじめて我々は、いまの自然言語処理の「フレーム」とオースティンのそれとの違いがどこにあり、オースティンの理論的意義を確認することが、なぜAI改善につながりうるのかを理解することになるだろう。

本稿は以下、オースティン以降の理論的展開として、言語学者J.R. ロス(1938-)と哲学者J.R. サール(1932-)を取り上げ、オースティンとの違いに焦点を絞って、彼らの理論をできるだけ手短かに紹介する。「言語学」や「言語哲学」の分野においてオースティンの理論的意義を彼らがいかに継承したかを確認するためである。

なお本稿における以下の考察は、オースティンの発話行為が「全身で行う行為の一種」であること、そして彼のいう illocutionary act(言葉内行為)に「全身の次元の慣習」が含まれていることを当然の前提として議論を展開していく【6】。オースティンのいう illocutionary act(言葉内行為)がいかに「全身の次元の慣習」を取り込んでいるのかに関する論証は別稿【7】に譲りたい。更に本稿ではオースティンのいう locutionary actを言葉行為(ないし言葉行為)、illocutionary actを言葉内行為と訳し(新訳を採用し)、他方、旧訳の発話行為(locutionary act)と発語内行為(illocutionary act)はサールのそれら概念の訳語として使用する(新訳については文献【6】を参照)。

§ 2. オースティンからロスへー言語学へ

オースティンは、日常言語学派(Ordinary Language School)の代表的な人物であり、発話行為論(speech act theory)を創始したイギリスの哲学者である。彼は言論行為かといった択一的設定ではなく、我々は言葉を用いていかに行為をしているかといった観点から発話行為という概念を用い、その内実の分析を試みた人物である。このセクションでは、オースティンの発話行為論がロスの遂行分析(Performative Analysis)という考え方にいかなる仕方で行き継がれたのかを確認し、その理論的展開において見失われた位相が何であったのかを明らかにする。そこで以下まずは、オースティンからロスへの理論的展開に関し、

寺村秀夫による解説を少し長くなるが引用する【8】。その解説は、オースティンの発話行為論(前半部分)の説明としても、以下の通りとてもわかりやすい。

イギリスの哲学者J.L. オースティンは、たとえば船の命名式において言われる、

(1) I name this ship the Queen Elizabeth.

とか、遺言の中の、

(2) I give and bequeath my watch to my brother.

とか、あるいは賭けの際の、

(3) I bet you six pence it will rain tomorrow.

のような表現が、確かに形の上では「平叙文」のカテゴリーに入るものでありながら、いわゆる「事実を叙述する」文とは決して言えないことを指摘し、このような、発話そのものが行為である、または行為の成立条件であるような文を“Performative Sentence”と名付けた。ふつうの「事実を述べる」文(“Constative Sentence”)、たとえば、

(4) I go to London every week.

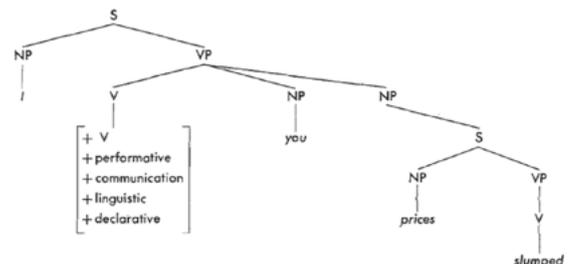
(5) Prices slumped.

のような文では、事の真偽を問題にすることができるが、(1)~(3)のような文にとっては「真偽」は無縁のことで、問題になるのは、その発話によって、命名とか遺言とかいった行為が正当に効力を発するような条件が満たされているかどうか、つまり、“happy”か“unhappy”かということである。そのためには、これらの発話が、一定の形をそなえているかどうかの他に、それが適当な資格をもった当事者によって発せられたかどうか、適当な状況の中で発せられたか否か、といった言語外的な条件も与えられなければならない。・・・

このオースティンの発想は、アメリカの生成文法論者、J.R. ロスによって、いわゆる生成意味論の流れの中にとり入れられ、Performativeということばは、次のようにより広い意味で使われるようになった。

ロスは、“On Declarative Sentences”という論文の中で、オースティンのいう Constative Sentenceも含めて、あらゆる平叙文は、その表面に現れた文の上に、発話行為、すなわち、話し手が、聞き手に対して、「言う」という抽象的な上位の文がかぶさった形を深層構造としてもつ、と考えるべきことを提唱した。つまり、たとえば先の(5)のような単純な平叙文も、次のような深層構造をもっている、というのである。

(6)



上記寺村の解説にある通り、オースティンは、performative / constative という区別を設定しているにも拘わらず、ロスはその区別を廃棄し、あらゆる平叙文は

その深層においては performative としての性格を有する主動詞が存在すると主張した（上記（6）図を参照）。その理由をロスの論文に則して説明すれば以下のとおりである【9】。

ロスによれば、（5）の例文のような平叙文は、暗黙的遂行動詞があるとして分析されるべきであり、それは明示的遂行動詞を含む深層構造に由来する。別言すれば、全ての平叙文は、表層構造においては独立節として現れるものを埋め込み節として含む深層構造に帰するのである。つまり、（5）の文章は、「高位の、あるいはより深層の遂行節」（a higher performative clause）を含んでいる。それが、「遂行削除」（performative deletion）のルールに従って（文の表面上においては）削除されているということをロスは指摘するのである。彼は最初に、“I think that I will win” という例文から、再帰代名詞が文に現れない（“I think that myself will win” とはならない）ということ指摘し、文の表面上において「遂行削除」のルールがいかに行われるかということの説明する【10】。

しかしながら、オースティンの発話行為論の観点から、ロスの提示した遂行動詞を点検してみると、そこにはオースティンの理論的意義を消失させる致命的な概念的混同がある。例えば、ロスが挙げた例文には【11】、動詞として、“said, declared, asserted, shouted, whispered, told them, explained, wrote, cabled, wigwagged,…” が挙げられているが、動詞の“say”と“tell”は、オースティンの発話行為論においては、同じカテゴリーに分類されるべき動詞ではない【12】。ここには、明らかにロスの「遂行分析」における、locution（言葉行為）と illocution（言葉内行為）の混同が認められる【13】。

ロスのこの混同は、いったい何を表しているのか。寺村の解説に登場した performative / constative の区別は、オースティンが『言語と行為』の前半部分で展開した議論であり、その理論は発言の理論（発話行為の特殊理論）【14】である。それに対しオースティンが『言語と行為』の途中で主題を転換し、「新たなスタート」（a fresh start）【15】を切り、向かった先が発話行為の一般理論（いわゆる発話行為論はこちらを指す）であった【16】。本稿ではオースティンの発話行為の一般理論（以後、単に一般理論とも呼ぶ）の説明は割愛せざるをえないが、上述した混同は、この一般理論の観点から、ロスの立論を点検した際に見出されるものである。

こうしてみれば、寺村が指摘するように、ロスが取り入れた「オースティンの発想」は、「発言の理論」に限定されており、「発話行為の一般理論」ではなかったことが明らかである。結論だけ言えば、オースティンが「全身の次元の慣習」を illocutionary act（言葉内行為）に取り込み、

音列や文字列の慣習である locution（言の葉）との差異を示すことによって、「発話行為の一般理論」の創出を試みたことを想起すれば、ロスは、オースティンが最大の関心を示していた illocutionary act（言葉内行為）の次元、すなわち「全身の次元の慣習」を看過したのである。

ちなみにオースティンは、locutionary act（言葉行為）の研究に関しそれは「哲学者たちにとってだけでなく、たとえば文法学者や音声学者にとってもきわめて重要なものである」【17】と述べてつ、他方、illocutionary act（言葉内行為）の研究に関しては、「哲学者たちは、あまりにも長いあいだこの方面（—「言葉内の力」（illocutionary forces））の研究を無視し続け、すべての問題を「言葉行為的使用」（locutionary usage）の問題として扱ってきた」【18】と述べている。文法学者や音声学者が illocutionary act（言葉内行為）を研究してこなかったのは、研究の対象を限定されない哲学者でさえそれに気づかずにきたのだから、オースティンからみれば、ある意味で当然であった。しかしロスは、オースティン以降に登場した言語学者であるにもかかわらず、オースティンの上述の指摘に文字通り従い、すなわち一般理論の観点からみれば、音列や文字列の次元にのみ関心を集中し、「全身の次元の慣習」を看過したのである。

とはいえ、ロスは言語学者であるがゆえに、言語の次元にのみ関心を向けたのは致し方ないことだったのかもしれない。それでは、オースティンの発話行為論を引き継ぎ、「完成度の高い体系的理論を提示」【19】したと一般的に解されている哲学者サールは、言語学者ロスのように、オースティンの理論的意義を消失させるような「過ち」を犯すことなく、「全身の次元の慣習」を理論内部に取り込んでいたのだろうか。

§ 3. オースティンからサールへ—言語哲学へ

サールは1969年に『言語行為』を刊行し【20】、この本によって、「オースティン—サールという線がはっきりと引かれ、言語行為論のいわば標準理論がほぼ整備された」【21】とされる。ここで本稿が焦点化するのは、サール理論において「全身の次元の慣習」がいかに関わられたかであり、これを別言すれば、オースティンが最大の関心を寄せた illocutionary force（言葉内の力）をサールはいかに扱ったかということである。

ここで注意すべきは、オースティンは illocutionary force（言葉内の力）という言葉を用い、それに最大の関心を示しながらも、その内実に関しては明確に述べることなく早世してしまったということである。それゆえその後その内実をめぐる、様々な論者が様々な解釈を与えつつ、現在まで議論は続いている【22】。このセクションでは、

それに対するサールの解釈だけを取り上げる。それは上述したようにサールがオースティンの発話行為論を完成させたとは一般には考えられていること、§ 5. で述べるようにサールの言語行為論【23】が機械学習の「フレーム」形成に一定の寄与をしてきたと言えそうだからである【24】。

サールによれば【25】、言語行為は次の3種の行為、すなわち「(a) 語(形態素、文)を発すること=発言行為(utterance act)」、「(b) 指示と述定=命題行為(propositional act)」、「(c) 陳述、質疑、命令、約束などを行なうこと=発語内行為(illocutionary act)」を遂行することであり、「発語内行為(an illocutionary act)を遂行する際には命題行為と発言行為とを遂行している」。

サールは実は、言語行為の内実を上記3種の行為に分析する『言語行為』を刊行する前年の論文において、オースティンの locutionary act(言葉行為) / illocutionary act(言葉内行為)の区別を「全く有用でない」【26】と廃棄しており、この廃棄によって「捨て去られたもの」こそが「全身の次元の慣習」を含むオースティンのいう illocutionary act(言葉内行為)であり、illocutionary force(言葉内の力)である。すなわちサールはオースティンと同じ概念(illocutionary act と illocutionary force)を使用しているにも拘わらず、サールのそれはオースティンのそれよりも射程が狭くなっているのである。上述したようにサールも illocutionary act(発語内行為)や下記の引用文中にあるように illocutionary force(発語内の力)といったようにオースティンと同じ理論概念を使用しているが、しかしそれらはどちらも「言語の次元」においてのみ把握されており「全身の次元」は考察の射程に入っていない。例えば以下である【27】。

意味論的観点に立ってみるならば、文の統語的な構造の中にある二つの...要素、すなわち、命題表示部分(propositional indicator)と発語内的力表示部分(illocutionary force indicator)とを区別することが可能である。発語内的力表示部分はその命題がどのように受け取られるべきであるかということ、あるいは別の言い方をすれば、その発言(utterance)がいかなる発語内の力(illocutionary force)をもつべきであるかということ、すなわち、話し手はその文を発する際にいかなる発語内行為を遂行しているかということを示すものである。英語における発語内的力表示方策(illocutionary force indicating device)には、少なくとも、語順、強勢、抑揚の変化、句読点、動詞の法、およびいわゆる遂行動詞が含まれている。たとえば、遂行動詞を使い、「I apologize」(「私は謝罪する」)、「I warn」(「私は警告する」)、「I state」(「私は陳述する」)などの表現を文に付け加えることによって話し手は、自分が遂行している発語内行為の種類を表示することが可能である。しかし、多くの場合、実際の言語の使用状況においては、その文脈(the context)が発言のもつ発語内の力を明瞭なものとしているので、適当な顕

在的な発語内的力表示部分を持ち出す必要はなくなっている。サールにとっては illocutionary act(発語内行為)も illocutionary force(発語内の力)も「文」として存在し【28】、謝罪や警告や陳述といった illocutionary act(発語内行為)やその力の種類を表すための方策も遂行動詞や語順や強勢や抑揚の変化といったように「文」を中心とした言語現象であり、更に言えばそうした方策を持ち出す代わりになるものも「文脈」である。

なお本稿では詳述できないが、サールによれば、話し手が「文」を使用し、命令や約束や謝罪といった行為を遂行するためには、行為の種類ごとに存在する「構成的規則」を前提とした「話し手の意図」が鍵となっており【29】、そこに「全身の次元の慣習」は存在しない。

§ 4. 小括—日常言語学派の終焉？

既に述べたようにオースティンは日常言語学派を代表する哲学者であるが、日常言語学派ないし日常言語の哲学は、オースティンの死後まもなく、1960年代後半に消滅したとされ、その主たる理由はその後、日常言語学派よりも、「はるかに体系的なアプローチが、日常言語—これは「自然言語」と呼ばれるようになる—に対して編み出されたため」だという【30】。そして「いまオースティンの名前を耳にすることは、哲学においてよりも、言語学においてのほうが多いのではないだろうか。要するに、言語行為論の創始者というのが、いま、ふつう、オースティンに貼られるレッテルだろう」と解説される【31】。

オースティンに対し、こうした理解が生じることはそれほど不思議なことではない。ロスであれ、サールであれ、オースティンの鍵概念を借用しつつ、彼ら独自の理論を作りあげ、オースティンの発想を継承し発展させたと考えられているからである。しかし、本稿で確認してきたように、彼らは、オースティンのテキストに残された鍵概念を借用しているにもかかわらず、彼らが展開した理論はオースティンが最大の関心を示した illocutionary act(言葉内行為)や illocutionary force(言葉内の力)の要点、即ち「全身の次元の慣習」を完全に消失させるものであった。それを承継や発展と呼べるだろうか。しかしそもそも、なぜ「消失」するのだろうか。

オースティンのテキストに外在的な理由としては、ロスは言語学者として、N. チョムスキー(1928-)の生成文法論を分析の出発に据えたうえでオースティンの発想を取り入れたことにより、分析の出発時点で既に一定の「フレーム」が前提され、言語外的な現象が最初から考察の外に置かれてしまっていたのかもしれない。またサールは、「生まの事実」(brute fact)とは異なる「制度的事実」(institutional fact)の次元を論じ「二元論的な見解」批判

を展開しているが【32】、しかし「制度的事実」の根底にある構成的規則の存在論的身分が明かされなければ、なぜ「全身の次元の慣習」がサールの言語行為論から消失したのかは不明なままである【33】。

オースティンのテキストに内在する理由としては、『言語と行為』がそもそも講義ノートであること、主題が途中で大きく二度にわたって展開されていること【34】、書き残されたテキスト自身が日常言語学派の実践であること、これら要素が組み合わせり内容的に難解になっていること、そしてオースティン自身、illocutionary act (言葉内行為) と illocutionary force (言葉内の力) に最大の関心を示していたにもかかわらず、locutionary act (言葉行為) に比し、それらに積極的な説明を残していないこと、別言すればオースティン自身まだ議論の途上にあり記述が不十分であること (急逝してしまったがために) 等を指摘できるだろう。

但しこうした問題があるからといって、サールがオースティンと同じ鍵概念を使用していることを理由に、サールを参照しオースティンを理解してしまえば、オースティンの理論的意義は失われたままである。オースティンのテキストは現在でも参照され吟味されるべき価値があるにもかかわらず、いまだ十分に理解されずに、そこにそのまま残されている【35】。日常言語の哲学は、オースティンのテキストと共に再興されなければならない【36】。

以下では、サールの言語行為論を背景的に【37】利用している、熊谷智子らによる論文、「発話単位タグ標準化案の作成」【38】を取り上げ、サールモデルからオースティンモデルへ移行することの意義を具体的に明らかにする。

§ 5. サールからオースティンへ—日常言語学派の復権へ

発話単位タグを細やかな談話の記述に適合させるには、オースティンのいう illocutionary forces (言葉内の力) の内実を解明したうえでそれに則して細分類することが必要かつ不可欠である。

熊谷らは、サールの提出したモデルに基づき illocutionary forces (発語内の力) を発話単位タグの標準化に先立って使用している。それに対し我々の提案は、実際の言語現象により適合的な分類を行うために、発話の意図や機能に注目するサールモデルでは消失する「全身の次元の慣習」に着目し、適切性条件や発話効果を丹念に点検するオースティンモデルを活用すべきであるというものである。

オースティンは自ら作成した遂行動詞の分類表を用いて発話行為の分類を試みている【39】。遂行動詞は通常、発話動詞としても用いることができる。

(7) I warn you that the bull is going to charge.

(8) He warned me the bull was going to charge.

(7) は遂行的な発言であり、(8) は発話行為の叙述である。遂行動詞の多くはそのまま発話行為の叙述に使用することができる発話動詞である【40】。

オースティンは発話行為を大きく 5 つに分類しているが、他方、日本語の遂行動詞の表を利用して作った発話行為の分類表も概ねオースティンの分類に一致することが確かめられている【41】。そこで発話行為とそれに伴う illocutionary forces (言葉内の力) に番号を付け、その細分類の指標とすることを提案したい。まずオースティンの用語に従いながら、5 分類の名称の一部に修正を加える。

Assessives [Verdictives]	(見積もり型)
Behabitives	(物言い型)
Commissives	(引き受け型)
Directives [Excersitives]	(促し型)
Expositives	(言挙げ型)

これらを大分類の名前とし、次に中分類と細分類には数字の番号を付す。例えば、apology という発話行為であれば、apologize [B-1-1] という番号になる【42】。その上で熊谷らの論文にある「対話の実例」を借用 (引用) したうえで、およその分類を試み (その方針を最終セクションで示す)、サールモデルからオースティンモデルへ移行する際の要点を確認する。熊谷らによれば、(I) は働き掛け、(R) は応答、(F) は了解、(R/I) は応答/働き掛けを示し、また [] はフィラー、() は言い間違いを示す【43】。

(9) 「働きかけ—応答—了解の典型的な場合」

(I) 28A : [は・・] [あの一] 地下鉄の駅名は。

(R) 29B : (て) 地下鉄の寺町駅になります。

(F) 30A : [あ] はい。

(10) 「働き掛けの後に応答/働き掛けが続く場合」

(I) A : [えー] ・ ・ いくらかかります。

(R/I) B : それは服部空港からですか。

(R/I) A : [えー] じゃ (で) ジェーアールの方は。

(R) B : [あつ] ジェーアールの方は服部空港から寺町までの、快速が1010円になります。

熊谷らは、例えば上記対話を素材に、評価実験を実施し、被験者にそれぞれの発話に対しタグ付け、例えば「未知情報要求」や「真偽情報要求」や「未知情報応答」や「肯定・受諾」といったタグ付けを求めている。その際、「発話の解釈は話し手が予め持っていたと推測される意図を基準とし、それが不明な場合は聞き手の反応を利用するもの」としている【44】。なお熊谷らはそれぞれの発話のタグ付けにあたり、以下のように illocutionary act (発語内行為) を定義し、更に「発話者の意図」の解釈方針を以下のように採用している【45】。

発語内行為を、「発話を行なうことで、発話と結びついている言語規約的な力によって、指図・約束等を行なう行為」と定義し、発話の表層的な情報を参考にしながら、発話者の意図した行為をタグ付けするものとした。

それゆえ、熊谷らは「テキストだけでは付与するタグが断定できない場合には、対話音声聴いて判断してもらうこと」にしているのである【46】。

こうした方針からも明らかなように、熊谷らの発話単位タグの標準化はサールの言語行為論をモデル化したものである【47】。テキストであれ、対話音声であれ、それらは、いわゆる言語情報そのものであり、それらは、サールが illocutionary act (発語内行為) や illocutionary force (発語内の力) を特定するために利用しようとした要素である。

これに対し、オースティンの発話行為論をモデル化すれば、タグ付けに際し、「発話者の意図」を重視する必要も、「発話と結びついている言語規約」を想定する必要もない。もちろんオースティンの発話行為論を採用しても、熊谷らが利用しているテキストや対話音声は発話単位タグを標準化するための必須の要素であるが、しかしそれらは「発話者の意図」を推測し illocutionary act (言葉内行為) の種類を特定するためにあるのではない。熊谷らのテキストや音声対話はオースティンのいう locution (言の葉) に相当し、オースティンモデルであれば、それらは、「全身の次元の慣習」と共に、「遂行動詞」を推測し illocution (言葉内行為) の種類を特定するために利用されることになる。

ここで注意されるべきは、遂行動詞は、明示化されることもあれば、暗黙化されることもあるということである。本稿では詳述できないが、対話の際に我々は、話し手あるいは聞き手として、問題となっている illocutionary act (言葉内行為) の種類 (命令や約束や謝罪など) が不明なときには illocutionary force (言葉内の力) を借りて【48】、遂行動詞を明示化しようするのである。

例えば、友人が「金曜の夜に映画を見に行こう」とあなたに言ったと仮定しよう。その発言が、あなたに対する誘いなのか、それとも友人 (本人) の気持ちをあなたに伝えていただけなのか、あなたがわからないときには、遂行動詞を明示化し (それは私を誘っているのですか、それとも…)、あなたはそれ (illocutionary act の種類) を確認することができるのである。ここで大切なことは、この設例のように、テキストだけでは遂行動詞を特定できない場合に我々は、音声データ (抑揚など) や文脈 (context) だけでなく、友人の表情や仕草や服装、その友人の性別や年齢、更にはその発言が発せられた場所や時間等の情報を使用しながら、要するに文字列や音列以外の情報も利用し、遂行動詞の種類を特定を試みているはずである。すなわち、遂行動詞の種類を特定する際に聞き手としての我々が観察

している要素は、言葉の慣習 (テキストや音声) だけでなく、全身の慣習もあるというのがオースティンの卓見であり、そこに一定の定型性 (慣習的な) があるからこそ、それらが条件化し、その都度の発話行為が成立したりしなかったりするるのである。

従って、全身に関係する情報 (数え上げれば大量の) のうち、命令や約束や謝罪といった illocutionary act (言葉内行為) の種類ごとに、それらを成立させるために必要となる全身の慣習があるのであり、従ってそうした慣習は何かといった観点から illocutionary act (言葉内行為) の種類ごとに全身の慣習の内容を特定していくこと、これが今後の課題である。こうしてみれば今後は、「テキストデータ」や「音声対話データ」だけでなく、全身の振る舞い等の「動画データ」を慣習という観点からタグ付けしていくことが必要である。

念のために付言しておけば、サールが重視した「話し手の意図」をオースティンは軽視していたわけではないし、それがコミュニケーションの次元の中心にないと考えていたわけでもないだろう。オースティンにとっての問題は、発話行為の次元で聞き手がいかにかそれを実際に日常的に認識ないし理解しているかにあったはずであり、そうしてみれば、発話行為は全身の次元の慣習を含め聞き手の判定問題として、その成立条件 (これがオースティンのいう適切性条件である【49】) を考察することになったのだろう。これに関連して注意されるべきは、オースティンが実践したように、発話行為の成立条件の探求における「全身の次元の慣習」は、「発言の慣習」以上に、その失敗事例を分析するという研究態度が必要となるだろう【50】。

§ 6. おわりに

ロスであれ、サールであれ、本稿で議論してきたように、「全身の次元の慣習」を彼らの理論が扱っていないことは明らかであり、これはつまり、言語学であれ、言語哲学であれ、それを理論化できていないということである。ちなみに現在の「対話システム」で利用されている P. グライス (1913-1988) の「協調の原理 (cooperative principle)」や「会話の公理 (maxims of conversation)」も、本稿では取り上げることができなかったが、ロスやサールと同じ次元の議論である【51】。

本稿の最初に指摘した、言葉を対象とした機械学習を開始する前の「フレーム」は音列や文字列の次元に止まっており、オースティンのプロジェクトは見失われたままである。言葉を用いて我々はいかに行為をしているのか。オースティンのいう発話行為論は、慣習の観点から、言葉の次元と全身の次元においてその関連性を問い、それに解答を与えようと試みたフレームである。日常言語学派の要点は、

日常の言語を「全身の次元の慣習」を含めて分析することであったのである。こうしてみれば、「フレーム」問題としてのAI改善の可能性は、人文・社会科学研究に、とりわけ哲学的な(つまり前提を問い直すという意味合いでの)営みにあると言えるだろう。

最後に今後の方針を示し本稿を終えることにしたい。上述したように今後は「動画データ」も手がかりに、発話行為の種類ごとに、言葉の慣習(テキストデータや音声データ)だけでなく、「全身の次元の慣習」の特徴を特定したタグ付けをしていく作業が必要になる。そして発話行為の種類を分類していく際に手がかりとなるのが、オースティンの遂行動詞の分類表であり、それを参考にした日本語(今回は和語のみ)の遂行動詞の分類表である。

例えば、熊谷らの論文から引用した先の(9)と(10)であれば、それぞれの発話に、(9)の場合、(I)は「質問(問いかけ)」、(R)は「回答(答え)」、(F)は「了解(受け止め)」、(10)の場合、(I)は「質問(問いかけ)」、(R/I)は「反問(問い直し)」、次の(R/I)は「質問(問いかけ)」、(R)は「回答(答え)」とかの名称を付して実行された発話行為の種類を遂行動詞の分類表に従って明らかにすることになる。この場合に発話行為に付した名称番号を用いるとデータの処理が詳細かつ透明になることが予測される。なおこの際に、「全身の次元の慣習」のタグ付けと遂行動詞の種類を連動させることも忘れてはならない。

最後に以下、発話行為の分類とそれに付した名称番号を記す【52】。まず英語から、次に日本語の遂行動詞を和語の範囲で示す。漢語+する型の遂行動詞と動詞句については今後の研究を俟ちたい【53】。

<英語の遂行動詞の分類表>

A (Assessives) 評価見積もり型

acquit convict find (as a matter of fact)
hold (as a matter of law interpret as understand)
read it as rule calculate reckon estimate locate
place date measure put it at make it take it
grade rank rate assess value describe
characterize diagnose analyse

B (Behabitives) 態度表明型

1.apologize 2.thank 3.deplere commiserate
compliment condole congratulate felicitate
sympathize 4.resent don't mind pay tribute
criticize grumble about complain of applaud
overlook commend deprecate blame approve
favour 5.welcome bid you farewell 6.bless
curse toast drink to
wish (in its strict performative use)
7.dare defy protest challenge

C (Commissives) 行為拘束型

promise covenant contract undertake bind myself
give my word am determined to intend
declare my intention mean to plan purpose
propose to shall contemplate envisage engage
swear guarantee pledge myself bet vow agree
consent dedicate myself to declare for side with
adopt champion embrace espouse oppose favour

D (Directives) 権限行使型

appoint degrade demote dismiss excommunicate name
order command direct sentence fine grant levy
vote for nominate choose claim give bequeath pardon
resign warn advise plead pray entreat beg urge
press recommend proclaim announce quash
countermand annul repeal enact reprieve veto
dedicate declare closed declare open

E (Expositives) 言明解説型

1.affirm deny state describe class identify
2.remark mention ?interpose
3.inform apprise tell answer rejoin 3a.ask
4.testify report swear conjecture ?doubt ?know ?believe
5.accept concede withdraw agree demur to object to
adhere to recognize repudiate 5a.correct review
6.postulate deduce argue neglect ?emphasize
7.begin by turn to conclude by
7a.interpret distinguish analyse define
7b.illustrate explain formulate
7c.mean refer call understand regard to

<日本語(和語)の遂行動詞の分類表>

A (Assessives) 評価見積もり型

見積もる 見立てる 見はかる みなす* さばく 糾す*
?決めつける ことにする* さげすむ* うとんじる*
うなる* おす* うそぶく* あがめる* 言い立てる*
(*は他と重なる中間型であることを示す)

B (Behabitives) 態度表明型(物言い型)

[お詫び型] 1.あやまる つつむ つぐなう はじめる わびる
[御礼型] 2.お礼をいう よろこぶ
[いたわり型] 3.いたわる かばう はげます たすける
あわれむ いたむ いたつくしむ おしむ なだめる ねぎらう
なぐさめる
[ためらい型] 4.ためらう うそぶく* おもねる 取り繕う
てらう 嘆く すがる うれう すねる 悔やむ
食い下がる 照れる ぐちる こぼす
[おもてなし型] 5.見送る 迎える 送る
[あこがれ型] 6a.祝う とうとぶ あがめる* たてまつる
ささげる

- 6b. めでる たたえる ほめる うなる*
 6c. うなずく うかがう うけたまわる
 6d. あやかる おそう なびく したう こいねがう
 [嫌み型] 7. おどす おびやかす おどかす いどむ とがる さわぐ
 7a. ののしる とがめる そしる なじる けがす かます はずかしめる のろう からむ なぶる せめる せまる 言い立てる*
 7b. いやがる いたう にくむ ねたむ ひがむ ぼやく
 7c. あなذور うとんじる* おとしめる たらす けなす
 7d. いましめる いさめる しかる しぼる たしなめる あやぶむ
 7e. ひやかす からかう はやす たわむれる わらう おだてる 持ち上げる

C (Commissives) 行為拘束型 (引き受け型)

- 約す ちかう ちぎる ?うなずく 応じる 受ける
 受け入れる 引き受ける (請け) 負う 承けたまわる
 いただく いたす つかさどる 束ねる かかえる したがう
 ?そむく つらなる かかわる かむ 代わる 図る
 賭ける 売る 買う ゆずる 貸す 借りる 預ける 返す
 かえる 捨てる 諦める 分かれる 断る めとる おごる
 そえる ?ねばる

D (Directives) 権限行使型 (促し型)

- [お求め型] 1-a. 求める 招く 募る 入れる 加える*
 組む* やとう* 頼む 頼る 開く 始める ためす
 確かめ
 1-b. 促がす 強いる 迫る・口説く せがむ・せびる
 ねだる ねばる* 値切る
 1-c. 訴える 争う 差し押さえる 捕える 清める*
 あがなう
 1-d. 願う・乞う いやす
 [命じ型] 2-a. おさめる すべる ?あやつる 仕切る 命ずる
 遣わす 選ぶ
 2-b. ゆるす 認める 見逃す 見送る
 2-c. 与える 贈る ゆだねる まかせる そえる
 [励まし型] 3-a. すずめる 励ます いざなう ?そそのかす
 ?たらす さそう 急がす あおる
 3-b. みちびく さとす* いましめる* 正す はずす
 3-c. 唱える 呼ぶ* 叫ぶ
 [締め切り型] 4-a. やめる とめる とざす 終える つめる
 閉じる 締め切る
 [しりぞけ型] 5-a. 拒む しりぞける さえぎる 打ち切る
 禁じる 制する 取り消す

E (Expositives) 言明解説型 (ことあげ型)

- [悟り型] 1. 考える さとる 信じる わかる 弁える
 ?疑う ?うなずく ?気づく ?知る
 1a. 思う 書く したためる 綴る

- [お話し型] 2. 言う 語る/らう 述べる 話す 申す ?黙る
 ?噤む ?詰まる
 [お知らせ型] 3. 明かす うかがう 応じる 教える 聞く 答える
 探る 知らせる 尋ねる 告げる 伝える 問う
 打ち明ける (のる)
 [読み上げ型] 4. 記す 詠む 読み上げる
 [認め型] 5. 怪しむ 承る 受け止める うべなう 鑑みる 拒む
 取り入れる 認める
 5a. 暴く 改める 補う 遡る 論す 退ける 正す*
 直す 打ち消す 取り消す
 [言い合い型] 6. あげつらう 争う 言い/争う いがみあう
 いさかう 競う 逆らう 凌ぐ せめぎ合う たがう 叩く
 [証し型] 7a. 示す 解き明かす 解く/説く 7b. 改める 覚える
 解する 限る 決める 比べる ことにする* 定める
 7c. 警える 名付ける 準える 並べる 除く 外す 約する
 論じる 分かつ 分ける 呼ぶ* みなす* ?教える
 ?括る ?省く

文 献

- 【1】例えば、黒橋禎夫『改定版 自然言語処理』一般社団法人 放送大学教育振興会、2019年、9-20頁を参照。
 【2】例えば、AI (人工知能) の定義に関しては、一般社団法人 人工知能学会の定款によれば、「人工知能は大量の知識データに対して、高度な推論を的確に行うことを目指したもの」であり、それは「人間の思考をモデル化し」、「発見、創造、計画、設計、開発、評価、認識、理解、解析、分析、決定といった知的活動の基本を担うもの」である。参照、
https://www.ai-gakkai.or.jp/about/about-us/jsai_teikan/
 (2021年11月5日)。
 【3】例えば、黒橋・文献【1】34頁の注(1)を参照。
 【4】国立国語研究所の「データベース」「コーパス」参照、
<https://www.ninjal.ac.jp/database/type/corpora/>
 (2021年11月5日)。
 【5】Austin, J. L. (1975) ,*How to Do Things with Words*, J. O. Urmson and Maria Sbisà (eds.), 2nd Ed., Harvard University Press (J. L. オースティン著、飯野勝己訳『言語と行為』講談社学術文庫、2019年)、日本語訳は飯野訳を参考にしているが、適宜改訳している箇所もある。
 【6】蓮沼啓介「J. L. オースティン『言語と行為』第一講注釈」神戸法学雑誌71巻2号、2021年、350頁、および蓮沼啓介「J. L. オースティン「How to do・・・」第八講注釈」神戸法学雑誌71巻3号、2021年。特に後者の文献27-29頁の、locution / illocution に関する新訳の解説を参照。
 【7】本多康作「差別発言の潜在力—発話行為に伴う力(forces) とは何か—」とのタイトルにて日本法哲学会・B分科会(2021年11月20日)で報告した内容がそれを扱っており、同名タイトルにて論文として公表する予定である。

- 【8】寺村秀夫「感情表現のシンタクス」『寺村秀夫論文集Ⅱ—言語学・日本語教育編』くろしお出版、1992年、3-4頁。なお、引用に際して「オースティン」をオースティンと改め、引用中にあった2つの注は削除した。また「生成文法論者」は原文のままとし、本文では「言語学者」とした。
- 【9】Ross, J. R. (1970), "On Declarative Sentences," *Readings in English Transformational Grammar*, 13. Roderick A. Jacobs and Peter S. Rosenbaum Eds. Ginn and Company, pp.222-277. なお飯野によれば、ロスの「遂行文仮説はもはや「生きた」仮説とは言いがたい」。しかし我々はロスの仮説にはいまだ一定の意義があると考えている。別稿にて議論する予定である。飯野のロスに対する見解に関しては参照、飯野勝巳『言語行為と発話解釈』勁草書房、2007年、82-83頁。
- 【10】Ibid., p.225. ロスは、文の表面上において、再帰代名詞が現れない例を挙げ、そのルールを、リーズとクライマ (Lees and Klima, 1963) による提唱に従い、"One NP becomes the anaphoric reflexive pronoun of a preceding coreferential NP only if both NPs are in the same simplex sentence" と明記している。さらに例えば、文に "as for," "picture-nouns," "according to," という語句等が使用されている場合においても、「遂行削除」が行われることを解説している。
- 【11】Ibid., p.239.
- 【12】Austin, *supra* note5, pp.101-102. 邦訳158頁。オースティンは以下の例文を挙げ、「Locution (言葉行為)」と「Illocution 言葉内行為」の違いを以下のように説明している。
(例1)
行為 (A) あるいは Locution (言葉行為)
彼は私に「うさぎ (her) を撃つのだ!」と言った、「撃つ」で撃つことを意味しつつ、そして「うさぎ (her)」でうさぎを指示しつつ。
行為 (B) あるいは Illocution (言葉内行為)
彼は私にうさぎ (her) を撃つうながした (あるいは助言した、命令した、等々)。…
この例文から、行為 (A) すなわち locution (言葉行為) を説明する際にオースティンは動詞「言った(said)」を使用し、他方、行為 (B) すなわち illocution (言葉内行為) を説明する際にオースティンは動詞「促した」等の遂行動詞を使用している。そしてオースティンが『言語と行為』の最終講で提示した遂行動詞のリスト (5 類型) の中に、「言う (say)」がないということが大切である。つまりオースティンからみれば、「言う (say)」は言葉行為の位相を記述ないし説明する動詞、いわば locutionary verb (言の葉の動詞) であり、遂行動詞とは次元を異にしているのである。
- 【13】蓮沼は「遂行分析の意義と限界」として本文で述べた「混同」を指摘し、更に修正案も提示している。詳しくは、蓮沼・文
献【6】358-363頁を参照。
- 【14】特殊理論と一般理論という表現については、Austin, *supra* note5, p.148. 邦訳230頁を参照。
- 【15】Austin, *supra* note5, p.91. 邦訳144頁。
- 【16】オースティンの発話行為論における特殊理論 (発言の理論) と一般理論 (発話行為の理論) との関係のいかに理解すべきかという問題は今後の課題である。
- 【17】Austin, *supra* note5, p.95. 邦訳150頁。
- 【18】Austin, *supra* note5, p.100. 邦訳156頁。
- 【19】飯野・文献【9】16頁。
- 【20】Searle, J. R. (1969), *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*, Cambridge University Press (J. R. サール著、坂本百大・土屋俊訳『言語行為 言語哲学への試論』勁草書房、1986年)。日本語訳は坂本・土屋訳を参考にしているが、適宜改訳している箇所もある。例えば、utterance act は「発話行為」ではなく発言行為とした。
- 【21】飯野・文献【9】16頁。
- 【22】例えば次の文献を参照。Daniel W. Harris, Daniel Fogal, and Matt Moss. (2018), "Speech Acts: The Contemporary Theoretical Landscape," In Daniel W. Harris, Daniel Fogal, and Matt Moss., editors, *New Work on Speech Acts*, Oxford University Press, pp.1-39.
- 【23】オースティンの Speech act を発話行為と訳し、他方、サールの Speech act を言語行為と訳す理由については、蓮沼啓介「署名・出来事・Situation—ジャック・デリダの J. L. オースティン批判の批判—」神戸法学雑誌71巻1号、2021年、79頁を参照。
- 【24】本稿が「研究ノート」である所以であり、言葉を対象とした機械学習と「サール理論」の関係につき本稿は、先行研究を十分に確認できていないからである。今後の課題である。
- 【25】Searle, *supra* note20, p.24. 邦訳41頁。
- 【26】Searle, J. R. (1968), "Austin on Locutionary and Illocutionary Acts," *Philosophical Review*, Vol.77, No.4, p.405. なお本多はかつてオースティンの発話行為論とサールの言語行為論の違いの説明を試みており、その際に、サールの上記論文の立論を批判的に考察している。参照、本多康作「2つの発話行為論から見た規範的拘束力—日常性と普遍性をめぐる J. L. オースティン理論と J. R. サール理論の構図—」六甲台論集法政治学篇56巻1号、2009年。
- 【27】Searle, *supra* note20, p.30. 邦訳52頁。
- 【28】更にサールは、「illocutionary act (発話内行為)」に対応する特徴的な文法形式は、完全な文」であり、「ものごとを述べるために使われるのは文であって語ではない」と述べ、フレーゲに言及している。ちなみにサールもロスと同様に、深層構造 (deep structure) に言及し、illocutionary force と深層構

- 造の関係について考察を加えている。詳細は、Searle, *supra* note20, p.25, p.30. 邦訳44, 53頁を参照。
- [29] サールの「規則」や「意図」について例えば、Searle, *supra* note20, pp.33-53. 邦訳58-93頁を参照。
- [30] 「体系的アプローチ」の一方に N. チョムスキー(1928-) が、他方に D. デイヴィッドソン (1917-2003) 等がいるとされる。詳しくは、飯田隆・責任編集『哲学の歴史 第11巻 論理・数学・言語 6 版』中央公論社、2020年、570頁を参照。
- [31] 飯田・文献【30】581頁。
- [32] Searle, *supra* note20, pp.50-53. 邦訳87-90頁。
- [33] サールの言語行為論から「全身の次元」が消失している理由については、オースティンとストローソンの論争に遡る必要のある、言葉と行為の関係をめぐる哲学的に大きな問題が控えている。詳細は別稿にて議論する予定であるが、とりあえずサールの言語行為論の「原型」として参照、Strawson, P. F. (1964), "Intention and Convention in Speech Acts," *The Philosophical Review* 73(4), pp.439-445.
- [34] 詳しくは、蓮沼・文献【6】350-352頁を参照。
- [35] 例えば飯野は、飯野・文献【5】168頁の訳注15で (C. b) に関するオースティンの説明について「不可解である」と述べているが、しかしそこに不可解さはないように思われる。例えば次のような理解が可能ではないだろうか。(C. a) の *persuaded* と、(C. b) の *got* や *made* との違いは、非慣習的な (locution も illocution も慣習的であるのに対し) 結果の局面のみを叙述する際の、動詞の性格の違い、すなわちそれらの動詞が言葉の要素 (locution や illocution の要素) を含んでいる動詞かどうかの違いに依存していると理解すれば、(C. a) の動詞は言葉の要素を含んでおり (従って「間接的にのみ関連づけられ」、(C. b) の動詞は言葉の要素を含んでいない (従って「まったく関連づけられない」ということになり、オースティンの説明は透明であるように思われる。とはいえ、こうした理解が正しいとしても、オースティンのテキストが難しいことに変わりはない。
- [36] 例えばその先駆的な試みとして、蓮沼・文献【23】を参照。
- [37] ここで「背景的」と書いた理由は、本稿で具体的に考察を加える文献【38】にはサールへの直接的な言及はないものの、そこで論じられている illocutionary act (発語内行為) 等の概念は内容的に明らかにサールのものであり、更に文献【38】の執筆者の1人である熊谷智子によるそれ以前の論文、田中智子「発話分析の観点」にはサールへの直接的な言及があり、当該論文が文献【38】の理論的な基礎になっているからである。詳しくは、田中智子「発話分析の観点—多角的な特徴記述のために—」国立国語研究所報告103研究報告集12、1991年を参照。
- [38] 荒木雅弘・伊藤俊彦・熊谷智子・石崎雅人「発話単位タグ標準化案の作成」人工知能学会誌 Vol.14 No.2、1999年。本稿の関心は、熊谷が採用しているサールモデルにあり、従って当該論文は「熊谷ら」等と略す。
- [39] Austin, *supra* note5, pp.151-163. 邦訳233-254頁。
- [40] 発話動詞と遂行動詞の関係、別言すれば遂行動詞を選び出す方法に関しては、蓮沼・文献【6】351頁を参照。
- [41] 蓮沼啓介「21世紀の法哲学(本論編)」神戸法学雑誌70巻3号、2020年、73-78頁及び付録177頁以下を参照。
- [42] apologize を [B-1-1] とする理由は、本稿の § 6 の後に付している〈英語の遂行動詞の分類表〉の B の 1 には apologize しかないが、他方、例えば B の 3 には 7 つの遂行動詞があり、sympathize の場合には、[B-3-7] の番号を付したからである。こうした方法に従い今後、遂行動詞の分類表(英語も日本語も)に数字の番号を適切に割り振りたいと考えている。今後の課題である。
- [43] 熊谷ら・文献【38】56(254)頁。
- [44] 熊谷ら・文献【38】54(252)頁。
- [45] 熊谷ら・文献【38】54(252)頁。
- [46] 熊谷ら・文献【38】58(256)頁。
- [47] 上述したように、田中・文献【37】285頁にはサールへの直接的な言及がある。
- [48] オースティンのいう illocutionary force (言葉内の力) とは何かという問題が彼の発話行為論における最大の問題であり、これに関しては上述したように、本多・文献【7】を参照。
- [49] Austin, *supra* note5, pp.14-15. 邦訳35-36頁。
- [50] 本稿でこの点を強調する理由は、「発言の次元のコンベンション」に関しては「文の破格」をはじめ言語学等において失敗事例の分析の蓄積が豊富にあるだろうが、しかし「全身の次元のコンベンション」に関しては、それが無いからである。つまり「儀式」といった言葉に象徴的に表れているように、それはこれまで「儀式」問題に回収されてきた。オースティンの発話行為論「批判」の典型の1つである。しかし例えば、謝罪の「失敗」を想起すれば(笑いながら謝罪する等)、そこに「全身の次元のコンベンション」が謝罪の発話行為の成立条件の一部になっていることは明らかだろう。
- [51] 例えば、黒橋・文献【1】159頁を参照。ちなみにグライスの分析は、蓮沼も指摘するように、「音列を対象とする分析の水準に止まってい」る。詳細は、蓮沼・文献【41】119頁を参照。
- [52] 文献【42】に記載した通り、すべての遂行動詞に対する名称番号の割り振りは今後の課題である。
- [53] 例えば漢語+する型の遂行動詞と動詞句については、田中・文献【37】303-304頁が参考になる。
- [54] オースティンのいう illocutionary forces (言葉内の力) とは何かに関する詳細は、本多・文献【7】を参照。